

P05 海洋情報クリアリングハウスの構築と運用について

海洋情報部海洋情報課 勢田 明大、若松 昭平、柴田 宣典

はじめに

海洋基本計画に基づく「海洋情報一元化」の第一段階として、海上保安庁では内閣官房の総合調整の下、関係省庁・自治体・大学等の協力を得て、海洋情報クリアリングハウスを運用している。本発表では、その構築の背景と主な特徴について紹介するとともに、海洋情報の収集・利用の現状について報告する。

背景

海洋における、産業の振興、科学の発展、政策の円滑な実施などのために、海洋に関する情報やデータを一元化しようという試みは、すでに米国、欧州連合、豪州等において進められており、今や国際的な趨勢になりつつある。これらの情勢を踏まえ、我が国においても、2008年3月に策定された海洋基本計画に、「海洋産業の発展、科学的知見の充実等に資するよう、海洋に関する情報を一元的に管理・提供する体制を整備する」ことが掲げられた。

これを受け、2008年12月総合海洋政策本部事務局に關係省庁の実務者からなるタスクフォースが設置され、その議論の結果、海上保安庁海洋情報部において「海洋情報クリアリングハウス」を運用することが合意された。その後、2010年3月から、インターネット上での公開を開始した。

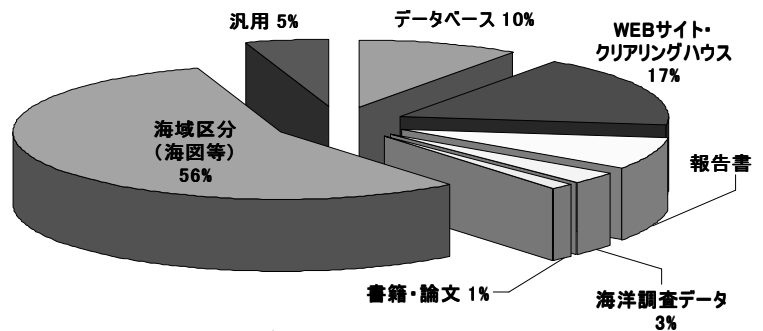
海洋情報クリアリングハウスの基本要件

海洋情報クリアリングハウスは以下に掲げる基本要件に基づき、その仕様が決定されている。

- ・ メタデータの収集・管理・提供を行う。(実際のデータは、取得者等による分散管理)
- ・ 海洋に関する自然的及び社会的情報の双方を扱う。
- ・ メタデータの登録が容易である。
- ・ 既存の海洋情報提供の仕組みの持つ機能やそこで蓄積されたノウハウを充分に活用する。
- ・ 利用者にとって高い利便性がある。
- ・ 今後の海洋情報の対象の変化に対応する高い拡張性を持つ。

運用の現状

2011年2月現在、1848件の所在情報が登録され、月平均で約4000件程度の利用(アクセス数)があるが、登録情報数、利用状況ともに改善の余地が大きい。海洋情報部では引き続き、関係機関の協力の下、登録情報数の向上及び利用推進のための機能改善等に取り組んでいく。



所在情報の種類別内訳

(総数 1848 件 : 2011 年 2 月 現在)